

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 8 月 2 5 日 提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、
同項第 1 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1
号として次の 1 号を加える。

(1) エレベーターの昇降路の部分

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「又は第 2 項」を「若しくは第 2 項」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

3 8	麻溝台・新磯野第 一地区地区整備計 画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画麻溝台・新磯野第一地区地区計画に おいて地区整備計画が定められている区域
-----	-----------------------------	--

別表第 2 の 3 4 の表中

「

A 地区	B 地区	を
------	------	---

」

「

A 地区	B 地区	C 地区	に改め、同表(1)の部を
------	------	------	--------------

」

次のように改める。

(1)	建築してはならない建築物	/	(1) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げる建築物 (2) 畜舎	(1) 法別表第2(に)項第2号から第6号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物
-----	--------------	---	--	--

別表第2の34の表(5)の部及び(6)の部を次のように改める。

				(1) 道路境界線(相模原都市計画3・4・7号上溝昭和橋線にあっては都市計画法第59条第1項の規定による都市計画事業の認可がされるまでの間、現に存する県道相模原町田の境界線及び地区施設道路にあつ	(1) 道路境界線(相模原都市計画3・4・7号上溝昭和橋線にあっては都市計画法第59条第1項の規定による都市計画事業の認可がされるまでの間、現に存する県道相模原町田の境界線及び地区施設道路にあつ	(1) 道路境界線(地区施設道路にあっては、地区施設道路の境界線)までの場合にあっては、次に定める数値 ア 建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、4メートル
--	--	--	--	---	---	--

(5)	壁面の位置の制限	(ア)	距離	ては地区施設道路の境界線)までの場合にあっては、1メートル (2) 隣地境界線までの場合にあっては、0.5メートル	ては地区施設道路の境界線)までの場合にあっては、1メートル (2) 隣地境界線までの場合にあっては、0.5メートル	ル イ ア以外の場合にあっては、1メートル (2) 隣地境界線までの場合にあっては、次に定める数値 ア 建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、4メートル イ ア以外の場合にあっては、0.5メートル
		(イ)	適用除外の建築物	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 自動車車庫(外壁を有しない構造のものを除く。)、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合		

				計が5平方メートル以内であるもの (3) 外壁を有しない構造の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの 最高限度		1.5メートル	1.5メートル

別表第2の35の表中

「

A地区	B地区	C地区
-----	-----	-----

を

」

「

A地区	B-1地区	B-2地区	C地区
-----	-------	-------	-----

に改め、同表(1)の部を

」

次のように改める。

		(1) 法別表 第2(を) 項第6号 から第8 号までに 掲げる建 築物	(1) 法別表 第2(を) 項第2号 から第4 号まで及 び第6号 から第8 号までに 掲げる建 築物	(1) 法別表 第2(を) 項第2号 から第4 号まで及 び第6号 から第8 号までに 掲げる建 築物	(1) 法別表 第2(を) 項第2号 から第4 号まで及 び第6号 から第8 号までに 掲げる建 築物
		(2) 法別表 第2(に) 項第5号 及び第6 号に掲げ る建築物	(2) 法別表 第2(に) 項第5号 及び第6 号に掲げ る建築物	(2) 法別表 第2(に) 項第5号 及び第6 号に掲げ る建築物	(2) 法別表 第2(に) 項第5号 及び第6 号に掲げ る建築物
		(3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物	(3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物	(3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物	(3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物

(1)	建築してはならない建築物	(4) 法別表第2(る)項第2号から第5号までに掲げる建築物	項第3号に掲げる建築物	項第3号に掲げる建築物	項第3号に掲げる建築物
		(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	(4) 法別表第2(る)項第2号から第6号までに掲げる建築物	(4) 法別表第2(る)項第2号から第6号までに掲げる建築物	(4) 法別表第2(る)項第2号から第6号までに掲げる建築物
		(6) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)	(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		(7) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超	(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
			(7) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)	(7) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)	(7) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)
			(8) 店舗、飲食店又は展示場	(8) 店舗、飲食店又は展示場	(8) 前各号に掲げる建築物の

		えるもの (8) 前各号 までに掲 げる建築 物の用途 以外に供 する建築 物で、そ の用途に 供する部 分の床面 積の合計 が1,500 平方メー トルを超 えるもの	の用途に 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が1,500 平方メー トルを超 えるもの	の用途に 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が10,000 平方メー トルを超 えるもの	用途以外 に供する 建築物 で、その 用途に供 する部分 の床面積 の合計が 1,500 平方メー トルを超 えるもの
--	--	---	---	--	--

別表第2の35の表(4)の部を次のように改める。

(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	500平方メートル。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	500平方メートル。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	500平方メートル。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
-----	---------------	---	---	---	---

別表第2の35の表(6)の部を次のように改める。

(6)	建築物の高さの 最高限度	15メー トル			
-----	-----------------	------------	--	--	--

別表第2に次のように加える。

38 麻溝台・新磯野第一地区地区整備計画区域

計 画 地 区	A 地区	B 地区	C-1 地区	C-2 地区	D 地区	E 地区
	(1) 法別表 第2(ほ) 項第2号 に掲げる 建築物		(1) 法別表 第2(を) 項第2 号、第3 号、第7 号及び第 8号に掲 げる建築 物 (2) 法別表 第2(に) 項第6号 に掲げる 建築物 (3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物 (4) 法別表 第2(る) 項第3号 及び第4 号に掲げ る建築物	(1) 法別表 第2(を) 項第2 号、第3 号、第7 号及び第 8号に掲 げる建築 物 (2) 法別表 第2(に) 項第6号 に掲げる 建築物 (3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物 (4) 法別表 第2(る) 項第3号 及び第4 号に掲げ る建築物	(1) 法別表 第2(を) 項第2 号、第3 号、第7 号及び第 8号に掲 げる建築 物 (2) 法別表 第2(に) 項第6号 に掲げる 建築物 (3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物 (4) 店舗又 は飲食店 (5) 事務所 の用途に 供する建 築物で、	(1) 法別表 第2(を) 項第2 号、第3 号、第7 号及び第 8号に掲 げる建築 物 (2) 法別表 第2(に) 項第6号 に掲げる 建築物 (3) 法別表 第2(ほ) 項第3号 に掲げる 建築物 (4) 店舗又 は飲食店 (5) 事務所 の用途に 供する建 築物で、

(1)	建築しては ならない建 築物			(5) 物品販 売業を営 む店舗 飲食店又 は展示場 の用途こ 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が500 平方メー トルを超 えるもの (6) 物品販 売業を営 む店舗以 外の店舗 の用途こ 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が 1,500 平方メー トルを超 えるもの (7) 政令第 130条 の9第1 項の表商	(5) 店舗 飲食店又 は展示場 の用途こ 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が500 平方メー トルを超 えるもの (6) 事務所 の用途こ 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が 1,500 平方メー トルを超 えるもの (7) 政令第 130条 の9第1 項の表商	その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が 1,500 平方メー トルを超 えるもの	その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が 1,500 平方メー トルを超 えるもの
-----	----------------------	--	--	--	--	---	---

				<p>えるもの (7) 事務所 の用途に 供する建 築物で、 その用途 に供する 部分の床 面積の 合計が 1,500 平方メー トルを超 えるもの</p> <p>(8) 政令第 130条 の9第1 項の表商 業地域の 欄に定め る数量を 超える危 険物の貯 蔵又は処 理に供す る建築物</p>	<p>業地域の 欄に定め る数量を 超える危 険物の貯 蔵又は処 理に供す る建築物</p>
(2)	建築物の容積率の最高限度				
(3)	建築物の建ぺい率の最				

		高 限 度					
(4)	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	150平方 メートル。 ただし、公 衆便所、巡 査派出所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地として使 用するもの 及び土地区 画整理法第 103条第 1項の規定 による換地 処分又は同 法第98条 第1項の規 定による仮 換地の指定 を受けた土 地のうち、 所有権その 他の権利に 基づいて建 築物の敷地 として使用 するならば、第6条	120平方 メートル。 ただし、公 衆便所、巡 査派出所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地として使 用するもの 及び土地区 画整理法第 103条第 1項の規定 による換地 処分又は同 法第98条 第1項の規 定による仮 換地の指定 を受けた土 地のうち、 所有権その 他の権利に 基づいて建 築物の敷地 として使用 するならば、第6条	150平方 メートル。 ただし、公 衆便所、巡 査派出所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地として使 用するもの 及び土地区 画整理法第 103条第 1項の規定 による換地 処分又は同 法第98条 第1項の規 定による仮 換地の指定 を受けた土 地のうち、 所有権その 他の権利に 基づいて建 築物の敷地 として使用 するならば、第6条	150平方 メートル。 ただし、公 衆便所、巡 査派出所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地として使 用するもの 及び土地区 画整理法第 103条第 1項の規定 による換地 処分又は同 法第98条 第1項の規 定による仮 換地の指定 を受けた土 地のうち、 所有権その 他の権利に 基づいて建 築物の敷地 として使用 するならば、第6条	300平方 メートル。 ただし、公 衆便所、巡 査派出所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地として使 用するもの 及び土地区 画整理法第 103条第 1項の規定 による換地 処分又は同 法第98条 第1項の規 定による仮 換地の指定 を受けた土 地のうち、 所有権その 他の権利に 基づいて建 築物の敷地 として使用 するならば、第6条	500平方 メートル。 ただし、公 衆便所、巡 査派出所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地として使 用するもの 及び土地区 画整理法第 103条第 1項の規定 による換地 処分又は同 法第98条 第1項の規 定による仮 換地の指定 を受けた土 地のうち、 所有権その 他の権利に 基づいて建 築物の敷地 として使用 するならば、第6条

			第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。	第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。
(5)	壁面	(ア) 距離	(1)道路境界線までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、道路境界線からの後退	(1)道路境界線までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が0.7メートル以上と定められた箇所については0.7メートル、道路境界線(歩	(1)道路境界線までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、道路境界線からの後退	(1)道路境界線までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、道路境界線からの後退	(1)道路境界線までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、道路境界線からの後退	(1)道路境界線までの場合にあっては、地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、道路境界線からの後退

の位置の制限		距離が2メートル以上と定められた箇所については2メートル	行者専用通路を含む。)までの場合にあっては、0.7メートル	距離が2メートル以上と定められた箇所については2メートル	距離が2メートル以上と定められた箇所については2メートル	距離が2メートル以上と定められた箇所については2メートル	距離が2メートル以上と定められた箇所については2メートル
	(イ)	適用除外の建築物	物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの	(2)隣地境界線(歩行者専用通路を含む。)までの場合にあっては、1メートル	(2)隣地境界線(歩行者専用通路を含む。)までの場合にあっては、1メートル	(2)隣地境界線(歩行者専用通路を含む。)までの場合にあっては、1メートル	(2)隣地境界線(歩行者専用通路を含む。)までの場合にあっては、1メートル
		1.5メートル。ただし、相模原都市計画地区計画の決定について	1.2メートル。ただし、相模原都市計画地区計画の決定について	1.5メートル	1.2メートル		

	<p>建築物の高 さの最高限 度</p>	<p>て(平成26 年相模原 市告示第 285号) の告示の 日におい て、現に 存する病 院又は学 校の用途 に供する 建築物の 敷地とし て土地区 画整理法 第103 条第1項 の規定に よる換地 処分又は 同法第98 条第1項 の規定に よる仮換 地の指定 を受けた 土地のう ち、その 敷地の全 部を一の 敷地とし</p>	<p>て(平成26 年相模原 市告示第 285号) の告示の 日におい て、現に 存する病 院又は学 校の用途 に供する 建築物の 敷地とし て土地区 画整理法 第103 条第1項 の規定に よる換地 処分又は 同法第98 条第1項 の規定に よる仮換 地の指定 を受けた 土地のう ち、その 敷地の全 部を一の 敷地とし</p>				
--	------------------------------	---	---	--	--	--	--

	て使用する る場合 で、当該 告示の日 における これらの 建築物の 高さ(工事 中の建築 物にあつ ては、完 成時の高 さ)を超え ない範囲 で建築物 を建築す るとき は、適用 しない。	て使用する る場合 で、当該 告示の日 における これらの 建築物の 高さ(工事 中の建築 物にあつ ては、完 成時の高 さ)を超え ない範囲 で建築物 を建築す るとき は、適用 しない。				
--	---	---	--	--	--	--

備考 この表(6)項において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、3メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

附 則

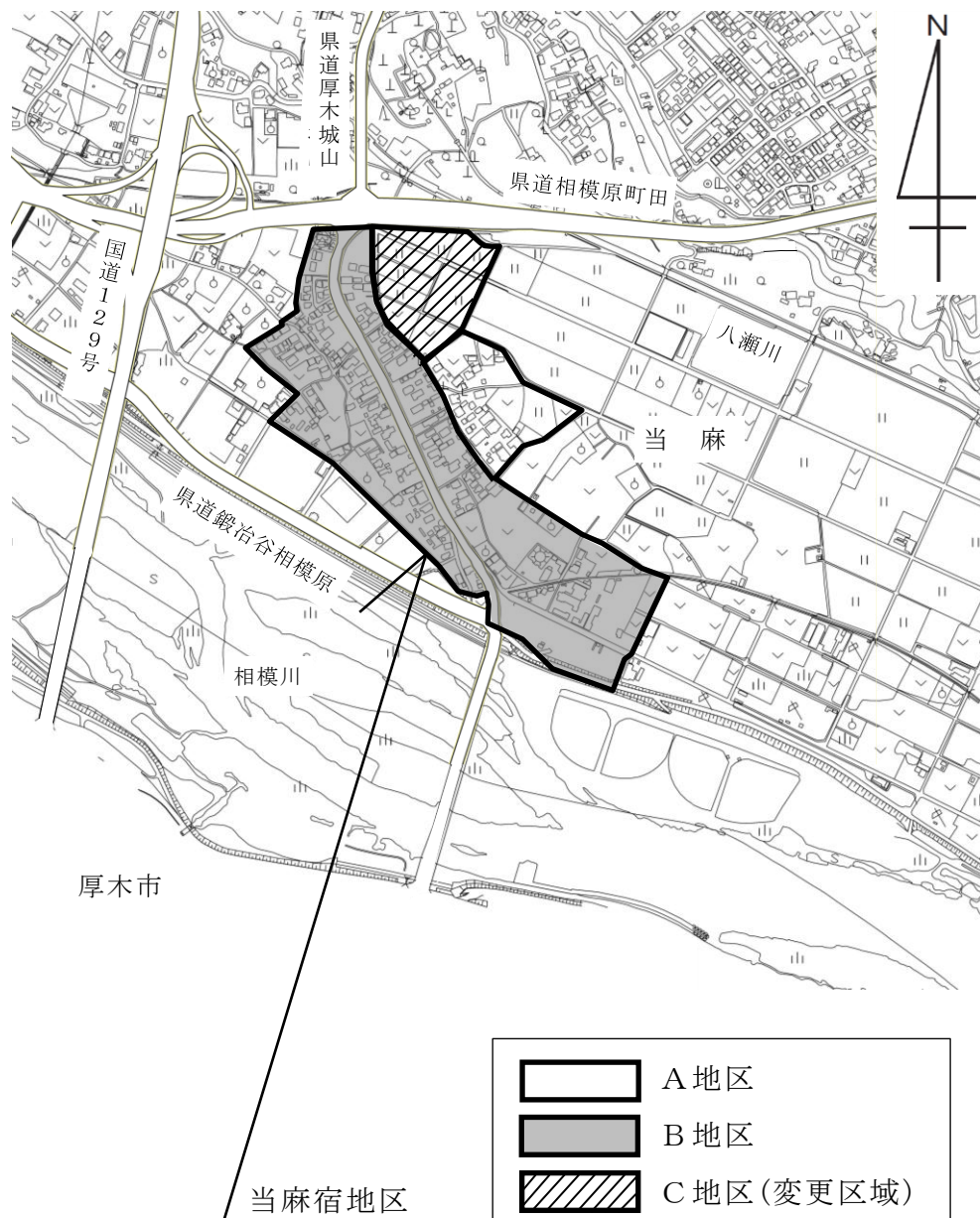
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に38の項を加える改正規定及び別表第2に38の表を加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

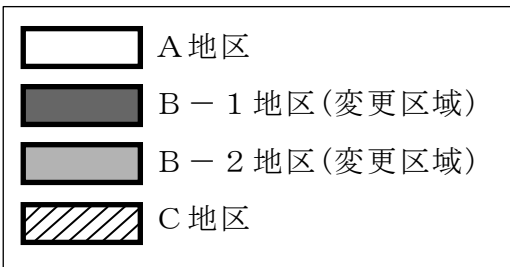
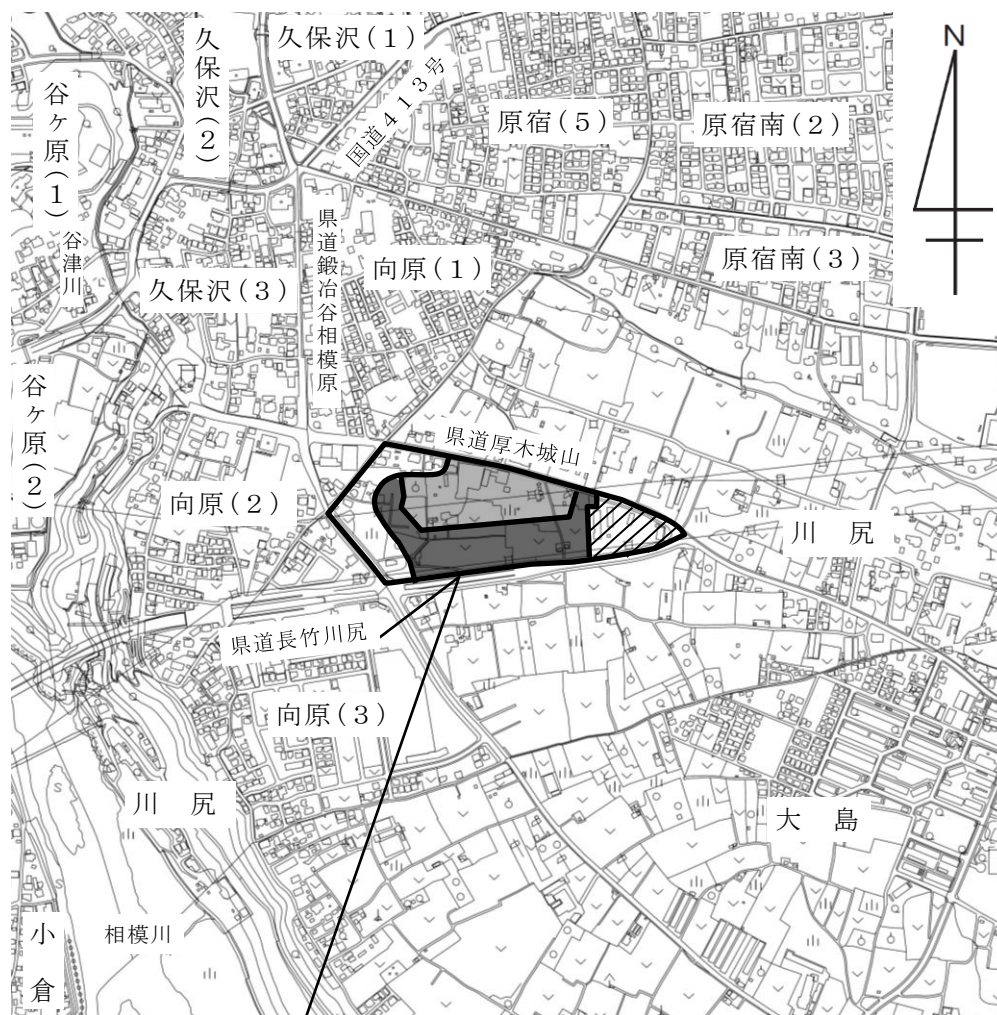
建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、当麻宿地区及び川尻大島界

地区の地区整備計画区域を変更した区域内並びに麻溝台・新磯野第一地区の地区整備計画区域内における建築物の制限に係る規定並びに同法の改正に伴い、エレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ床面積に算入しないこととする規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案内図

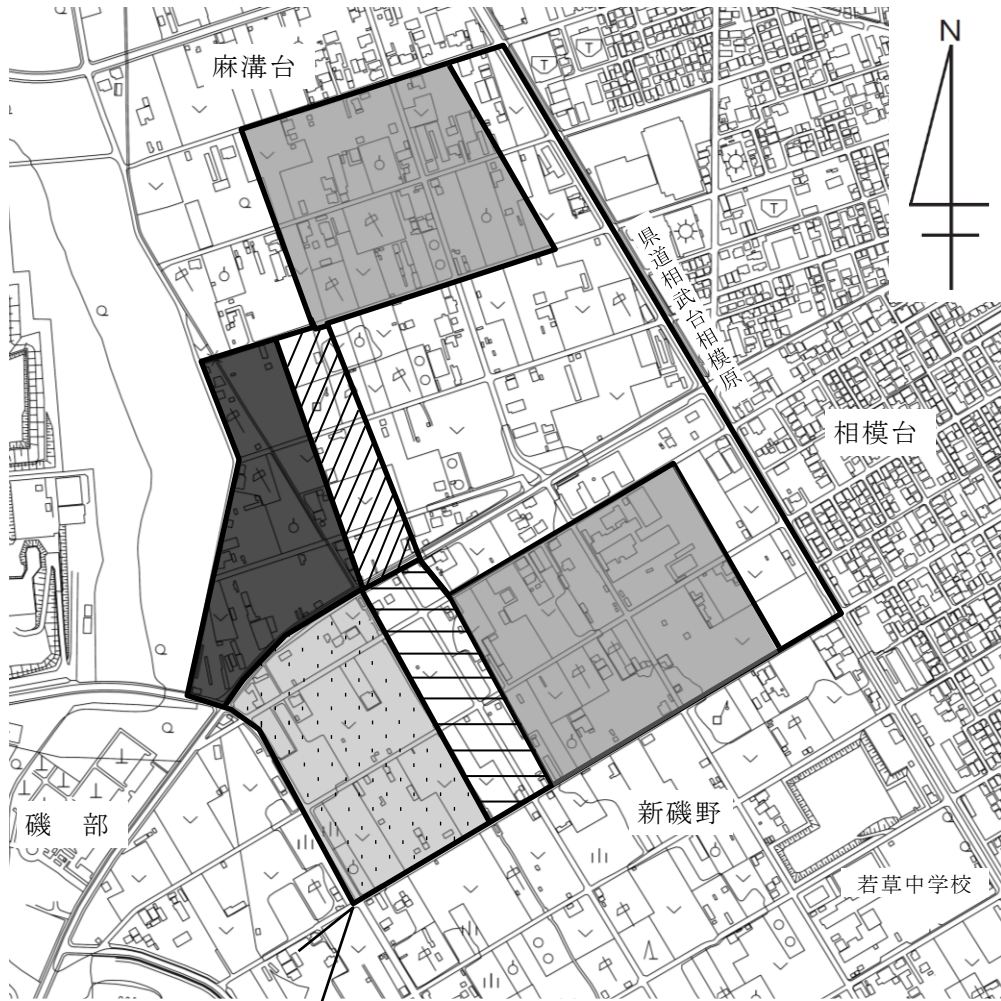


案内図




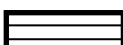




川尻大島界地区

案内図



麻溝台・新磯野第一地区

	A地区
	B地区
	C-1地区
	C-2地区
	D地区
	E地区

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例
相模原市営自転車駐車場条例(昭和 55 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条中「路上等自転車駐車場(」の次に「相模大野駅西側第 1 路上等自転車駐
車場及び」を加える。

別表第 2 中

「

相模大野駅南口路上等自 転車駐車場	相模原市南区相模大 野 7 丁目 7 2 4 番 5
----------------------	-------------------------------

を

」

「

相模大野駅西側第 1 路上 等自転車駐車場	相模原市南区相模大 野 3 丁目 3 番 1 地先
相模大野駅西側第 2 路上 等自転車駐車場	相模原市南区相模大 野 3 丁目 2 番地先
相模大野駅南口路上等自 転車駐車場	相模原市南区相模大 野 7 丁目 7 2 4 番 5

に

」

改める。

「

「

橋本駅北口路上等自転車駐

橋本駅北口路上等自転車駐
車場

別表第4中

車場
橋本駅南口第2路上等自転車駐車場
相模原駅南口第1路上等自転車駐車場
相模原駅南口第2路上等自転車駐車場
淵野辺駅南口第1路上等自転車駐車場
淵野辺駅南口第2路上等自転車駐車場
古淵駅路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第1路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第2路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第3路上等自転車駐車場

を

橋本駅南口第2路上等自転車駐車場
相模原駅南口第1路上等自転車駐車場
相模原駅南口第2路上等自転車駐車場
淵野辺駅南口第1路上等自転車駐車場
淵野辺駅南口第2路上等自転車駐車場
古淵駅路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第1路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第2路上等自転車駐車場
相模大野駅北口第3路上等自転車駐車場
相模大野駅西側第2路上等自転車駐車場

に、

相模大野駅南口路上等自転車駐車場	2時間経過後	2時間経過後
	24時間ごとに100円	24時間ごとに200円

を

「

相模大野駅西側第1路上等自転車駐車場	2時間経過後 2時間ごとに 100円	2時間経過後 2時間ごとに 200円
相模大野駅南口路上等自転車駐車場	2時間経過後 24時間ごと	2時間経過後 24時間ごと

に改める。

	に100円	に200円
--	-------	-------

」

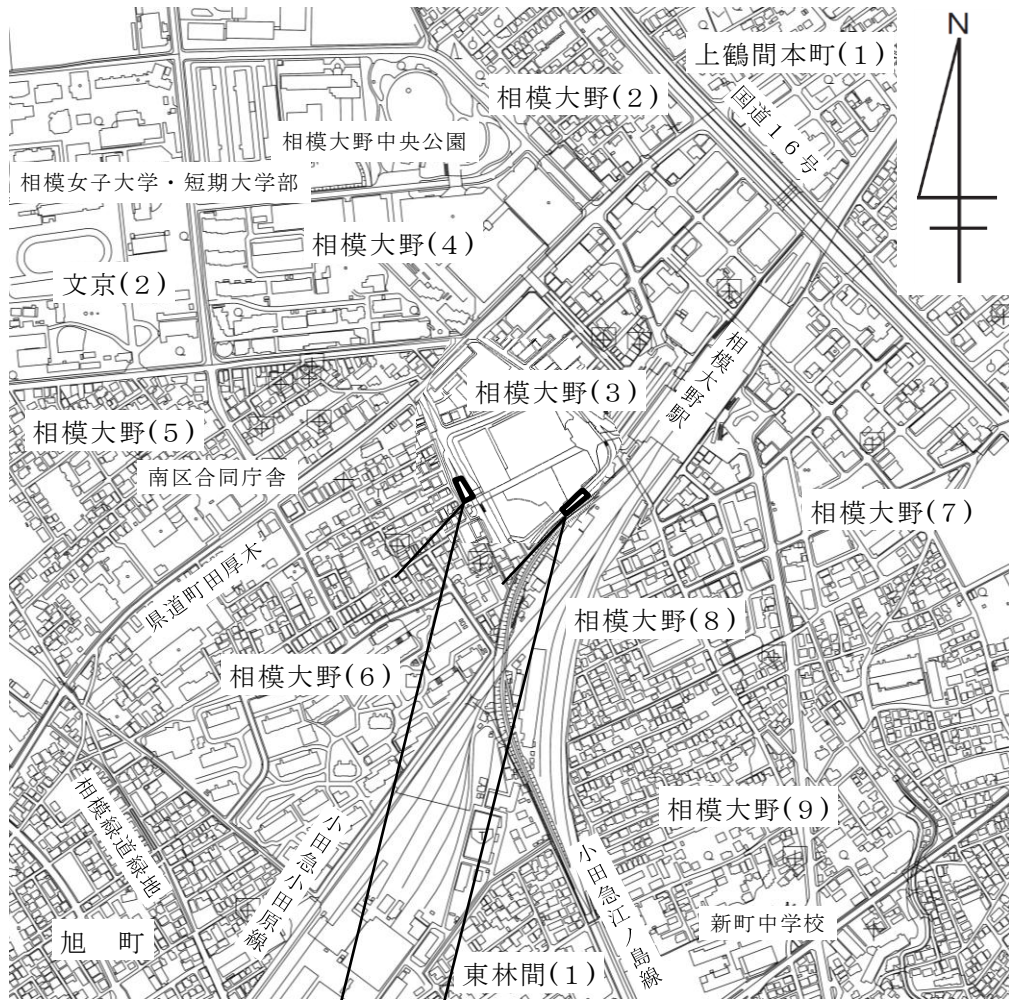
附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模大野駅西側第1路上等自転車駐車場及び相模大野駅西側第2路上等自転車駐車場の設置をいたしたく提案するものである。

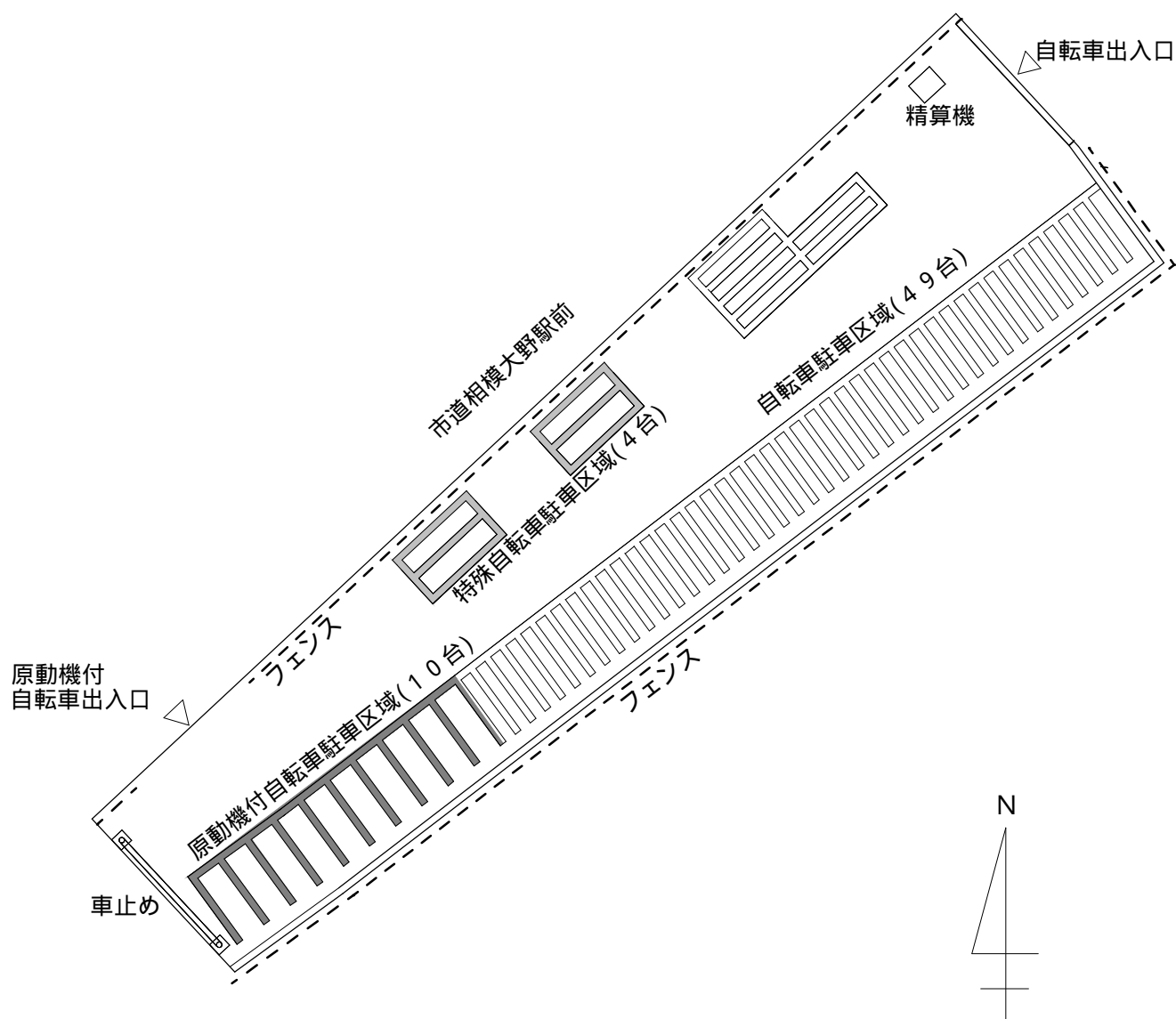
案 内 図



相模大野駅西側第 1 路上等自転車駐車場

相模大野駅西側第 2 路上等自転車駐車場

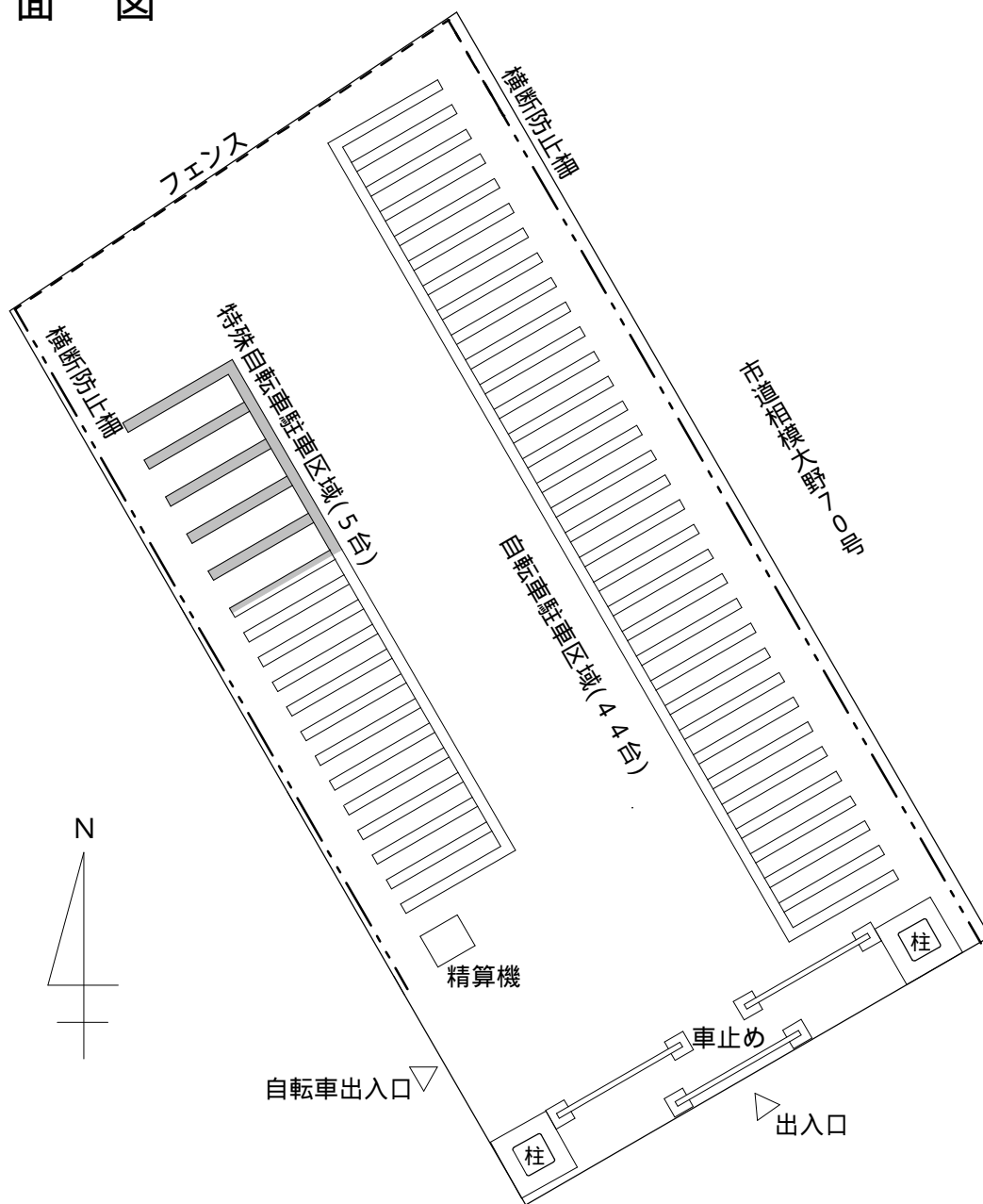
平面図



施設の概要

名 称	相模大野駅西側第1路上等自転車駐車場
位 置	相模原市南区相模大野3丁目3番1地先
面 積	144.97㎡
収 容 台 数	自転車53台(電磁ロック式駐輪機器による。) 大型チャイルドシート付自転車等の特殊自転車(4台)を含む。 原動機付自転車10台(電磁ロック式駐輪機器による。)
入 出 場 時 間	午前0時から午後12時まで
駐 車 料	自転車 2時間経過後2時間ごとに100円 原動機付自転車 2時間経過後2時間ごとに200円

平面図



施設の概要

名称	相模大野駅西側第2路上等自転車駐車場
位置	相模原市南区相模大野3丁目2番地先
面積	106.65㎡
収容台数	自転車49台(電磁ロック式駐輪機器による。) 大型チャイルドシート付自転車等の特殊自転車(5台)を含む。
入出場時間	午前0時から午後12時まで
駐車料	2時間経過後2時間ごとに100円

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例について

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例を次のように制定する。

平成 26 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 費用の負担(第 7 条)
- 第 3 章 保留地の処分(第 8 条—第 13 条)
- 第 4 章 土地区画整理審議会(第 14 条—第 22 条)
- 第 5 章 地積の決定の方法(第 23 条—第 28 条)
- 第 6 章 土地及び権利の評価(第 29 条—第 32 条)
- 第 7 章 清算(第 33 条—第 42 条)
- 第 8 章 雑則(第 43 条—第 48 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 3 条第 4 項の規定により市(以下「施行者」という。)が施行する相模原市南区麻溝台及び新磯野付近における土地区画整理事業(以下「事業」という。)について、法第 53 条第 2 項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「政令」という。)の例による。

(事業の名称)

第3条 事業の名称は、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業とする。

(施行地区に含まれる地域)

第4条 事業の施行地区に含まれる地域は、相模原市南区麻溝台字にの原、新磯野字磯部向出口、新磯野字磯部出口、相模台7丁目及び麻溝台8丁目の各一部とする。

(事業の範囲)

第5条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

(事務所の所在地)

第6条 事業の事務所の所在地は、相模原市中央区中央2丁目11番15号相模原市役所内とする。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第7条 事業の施行に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第121条の規定により交付される補助金
- (3) 負担金等

第3章 保留地の処分

(処分の方針)

第8条 施行者は、法第96条第2項の規定により保留地を定めたときは、事業により造成する市街地及び周辺地域の健全な発展に寄与すると認める利用のために保留地を処分するものとする。

(処分の方法)

第9条 保留地は、競争入札又は抽選による売払いにより処分するものとする。ただし、施行者が特に必要と認めるときは、随意契約による売払いにより処分することができる。

(売払価格)

第10条 保留地の売払価格は、評価員の意見を聴いて施行者が定めた予定価格と

する。ただし、競争入札により売り払うときは、予定価格を下らない落札金額をもってその売払価格とする。

(競争入札又は抽選による売払い)

第11条 競争入札の参加資格、入札参加希望者の募集方法その他競争入札について必要な事項は、規則で定める。

2 抽選の参加資格、抽選の方法その他抽選について必要な事項は、規則で定める。

(随意契約による売払い)

第12条 第9条ただし書の施行者が特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するため、保留地を必要とするとき。

(2) 事業により造成する市街地及び周辺地域の健全な発展を促進する公益的施設の設置のため、当該施設の設置者が保留地を必要とするとき。

(3) 競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないとき。

(4) 抽選に付した場合において、買受けを希望する者がいないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、競争入札又は抽選によることが適当でないと施行者が認めるとき。

2 随意契約により保留地を買い受けることができる者の資格、売払いの相手方の決定の方法その他随意契約について必要な事項は、規則で定める。

(売払代金の納付)

第13条 保留地の売払代金は、当該土地の引渡し前に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保留地の売払いを受ける者が当該売払代金を一時に納付することが困難であると施行者が認めるときは、事業の施行に支障のない範囲で、規則で定めるところにより延納の特約をすることができる。

第4章 土地区画整理審議会

(審議会の名称)

第14条 法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会の名称は、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の定数)

第15条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の数の合計は、8人とする。

3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第17条 法第58条第1項の規定により選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第18条 審議会に宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置くものとする。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員又は借地権者から選挙すべき委員の数(委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数)のそれぞれ半数とする。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで定める。

4 法第59条第5項の規定により予備委員をもって委員を補充するときは、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第19条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、その選挙において、宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得票数の10分の1以上とする。

(委員の補欠選挙)

第20条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員の定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備

委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(委員の解任)

第21条 市長は、学識経験を有する者のうちから選任した委員が法第63条第4項第2号又は第3号に掲げる者に該当することとなったときは、直ちに解任するものとする。

(学識経験委員の補充)

第22条 市長は、学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

第5章 地積の決定の方法

(基準地積)

第23条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、次条から第26条までに定める場合を除き、法第55条第9項の規定による公告があった日(以下「基準日」という。)において登記されている地積(以下「登記地積」という。)とする。

(実測確認申請による更正)

第24条 宅地所有者は、その登記地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から60日以内に、施行者に実測地積の確認を申請することができる。

2 前項の申請をする場合において、申請人若しくはその家族又は申請人若しくはその家族が代表を務める法人が所有する宅地が数筆連続するときは、その全部について一括して申請しなければならない。

3 施行者は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認するものとする。この場合において、当該宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

4 施行者は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。

(施行者実測による更正)

第25条 施行者は、登記地積が事実と著しく相違すると認める場合等において、当該宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測により確認し、確認した地積を基準地積とすることができる。

2 前項の規定による地積の確認において、当該宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地の所有者が立会いの求めに合理的な理由がなく応じないときは、立会いを要しない。

3 施行者は、宅地が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる地積を施行者が実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

(1) 基準日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地
国又は地方公共団体の財産台帳に記載された地積又は公図から求積した地積

(2) 基準日後に登記地積が更正された宅地 その更正された登記地積

(3) 基準日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地 その確定した地積

(4) 登記所において地積測量図により実測地積が確認できる宅地 その実測地積
(^{あん}按分による更正)

第26条 施行者は、道路で囲まれた区域その他適当と認める区域について計測して得た地積が当該区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超えるときは、その超える地積を当該区域内の宅地各筆の登記地積(前2条の規定により基準地積を定めた宅地を除く。)に応じて^{あん}按分して得た地積を当該区域内の宅地各筆の登記地積に加えた地積を当該宅地各筆の基準地積とする。

2 訴訟その他の事由により境界を定めることができない宅地の基準地積は、当該宅地を含む一団の宅地について実測して得た地積を基準日における当該一団の宅地各筆の登記地積に応じて^{あん}按分して得た地積とする。

(基準日後の分割)

第27条 基準日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記地積に応じて^{あん}按分して得た地積とする。ただし、分割後の宅地各筆のうち1筆を除いて実測に基づいて地積が登記されたときは、その実測地積を実測した宅地各筆の基準地積とし、分割前の宅地の基準地積から当該実測地積の合計を減じて得た地積を実測していない宅地の基準地積とする。

(基準権利地積)

第28条 換地計画において換地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下この条において同じ。)の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積(以下「基準権利地積」という。)は、その基準地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(以下「申告地積」という。)とする。ただし、申告地積の合計が当該宅地の基準地積に符合しないときは、基準

地積に符合するように按分^{あん}その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第6章 土地及び権利の評価

(評価員の定数)

第29条 評価員の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第30条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めるものとする。

(地中障害物及び土壌汚染のある宅地の評価)

第31条 施行者が除却することが必要と認める地中障害物及び改善することが必要と認める土壌汚染のある宅地については、その除却又は改善に要する費用を限度としてその価額を減ずるものとする。

(権利の評価)

第32条 所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が第30条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めるものとする。

第7章 清算

(清算金の算定)

第33条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額(従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合にあっては、所有権又は所有権以外の権利の価額)に乗じて得た額(以下「従前の権利価額」という。)と当該換地の価額(換地について所有権以外の権利が存する場合にあっては、所有権又は所有権以外の権利の価額)との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合において交付すべき清算金の額は、従前の権利価額とする。

(清算金等の納期限及び納付場所の通知)

第34条 施行者は、徴収すべき清算金の納期限及び納付場所を納期限の30日前

までに、納付すべき者に通知するものとする。

(清算金の相殺)

第35条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第36条 施行者は、清算金(前条の規定により相殺した場合においては、その相殺後の額。以下この条において同じ。)の額が5万円以上のときは、当該清算金を別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。

3 清算金の分割納付をしようとする者は、規則で定める期間内にその旨を申し出て、その承認を受けなければならない。

(分割計算)

第37条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第1回の徴収金額又は交付金額は、清算金の総額から第2回以後の各回の徴収金額又は交付金額の総額(利子を除く。)を控除した額とし、第2回以後の各回の徴収金額又は交付金額は、清算金の総額を別表に掲げる回数で除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、その回の利子を加算した額とする。

(清算金の繰上納付)

第38条 第36条第3項の規定により清算金の分割納付の承認を受けた者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

(清算金の繰上徴収)

第39条 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部につき、納期限を繰り上げて徴収することができる。

(督促)

第40条 施行者は、清算金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。

(延滞金の徴収)

第41条 施行者は、清算金を納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定による督促をしたときは、当該清算金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年5.37パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を清算金の額に加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 施行者は、清算金を納付すべき者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(仮清算金への準用)

第42条 第33条から前条までの規定は、法第102条の規定による仮清算金の徴収又は交付について準用する。

第8章 雑則

(権利の申告等の受理の停止)

第43条 政令第19条の規定による公告があった日から起算して20日を経過した日から政令第22条第1項の規定による公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

2 政令第55条の2において準用する政令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分^の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

(補償金の前金払)

第44条 施行者は、法第77条第2項の規定による照会を受けた者が自ら建築物

等に移転し、又は除却する場合において、必要があると認めるときは、法第78条第1項の規定により補償する金銭の全部又は一部をその者に前金払することができる。

(権利の異動の届出)

第45条 基準日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間において、宅地について存する所有権又は所有権以外の権利について異動を生じたときは、その当事者は、当該異動に係る他の当事者と連署し、遅滞なくその旨を施行者に届け出なければならない。この場合において、連署することができないときは、その事由を記載した書面及びその異動を証する書面をもって連署に代えることができる。

2 前項の規定による届出をしないために生じた損害については、異議を申し立てることができない。

(換地処分の時期の特例)

第46条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について、公共用地に関する工事の完了前においても換地処分をすることができる。

(登記完了の公告)

第47条 施行者は、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第181条第1項の規定による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告するものとする。

(委任)

第48条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(相模原市特別会計条例の一部改正)

2 相模原市特別会計条例(昭和39年相模原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(8) 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計

別表(第36条関係)

清算金の総額	分割徴収又は 分割交付する期限	分割回数
5万円以上10万円未満	1年以内	2
10万円以上20万円未満	2年以内	3
20万円以上30万円未満	3年以内	4
30万円以上40万円未満	4年以内	5
40万円以上	5年以内	6

提案の理由

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項の規定により、市が施行する麻溝台・新磯野第一整備地区の土地区画整理事業に係る費用の負担、保留地の処分等について所要の定めをいたしたく提案するものである。